
プロジェクト 排出量取引制度に係る会計上の取扱い**項目 第 585 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 585 回企業会計基準委員会（2026 年 10 月 5 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

2. これまでの審議の内容が文案に落とし込まれていると考えており、文案の全体的な方向性について、事務局提案に賛同する。
3. 4 つの設例は核となる内容であり適切であると考えるが、追加の設例の要否について引き続き検討したい。
4. 審議事項(5)-2 の文案第 4 項の「排出目標量に基づき無償で割り当てられる排出枠」と第 5 項の「無償で割り当てられた排出枠」の表現の違いは、意図して使い分けられているのか確認したい。
5. 引当金は計上後、期中決算日も含めて各決算日において再評価することとなるのか確認したい。
6. 排出実績量が無償で割り当てられた排出枠の数量を下回る場合で、通知日に仮受金等の負債を計上しているときの会計処理の定め（審議事項(5)-2 の文案第 11 項）をよりよく理解できるように、本文又は設例において、無償で割り当てられた排出枠を売却したときに会計上はその保有数量が減少していないかのごとく取り扱っていることを記載する方が良いと考える。また、無償で割り当てられた排出枠の法律上保有している数量と会計上の数量とが混在しているように感じるため、整理をした方が良いと考える。
7. 無償で割り当てられた排出枠を売却した後に期末日までに買い戻した場合に、資産である割当以外の方法により取得した排出枠と負債である仮受金等の負債とを期末日に相殺することも考えられるのではないか。
8. 審議事項(5)-2 の文案第 7 項の「これを優先して償却に充てる」との記載について、償却の優先順位ではなく排出枠の取得に要する額を算定する際の考え方を示していると理解

したが、説明が不十分で誤解を与えるのではないかと懸念している。

9. 会計処理を定めるにあたり、保有する排出枠は実際の保有目的にかかわらずすべて事業投資であるとみなす前提と無償で割り当てられた排出枠が資産の定義を満たしていないことの2つが根幹の考え方であると理解している。前者のすべての排出枠を事業投資で保有するとみなす前提について、文案で明確にされていないため、より強調して記載した方が良いと考える。
10. 無償で割り当てられた排出枠が割当年度の翌年度の通知日まで認識されないことや割当以外の方法により取得した排出枠の評価替えを行わないこと、損益が純額で表示されることから、財務諸表利用者は企業の排出枠の過不足や価格エクスポージャーの情報が得られないと考えている。注記による補完が必要と考えており、今後検討を進めていくことが考えられる。

以 上